

【件名】新型コロナウイルスに対して安全な豪州のためのロードマップの発表（新型コロナウイルス（COVID-19）関連）

【ポイント】

- 5月8日の国家内閣後の記者会見で、モリソン首相は、7月に新型コロナウイルスから安全な経済を実現するとの目標に向けて、これまでの制限措置を三段階で緩和していく「新型コロナウイルスに対して安全な豪州のためのロードマップ」を発表しました。
- この制限緩和措置は、各州・準州政府が、各地の状況に鑑み、具体的な措置を決定しますので、詳細は各州・準州政府の発表を確認してください。
- 国家内閣は、この制限緩和措置を3週間ごとに見直します。

【本文】

1 5月8日の国家内閣後の記者会見で、モリソン首相は、我々はウイルスとの戦いに勝利しつつあると述べ、7月に新型コロナウイルスから安全な経済を実現するとの目標に向けて、これまでの制限措置を三段階で緩和していく「新型コロナウイルスに対して安全な豪州のためのロードマップ」を発表しました。主な内容は以下のとおりです。いずれの段階においても、1.5メートルの物理的距離、衛生管理、病気の場合の自宅待機、COVIDSafeアプリの利用が求められています。

ステップ1：5人までの自宅への来客，10人までの職場・公共の場での集会，在宅勤務の推奨，レストラン・カフェ，買い物の再開，図書館，コミュニティ・センター，プレイグラウンド，ブート・キャンプの再開，近郊の旅行

ステップ2：自宅，職場及び公共の場での20人までの集会，在宅勤務の推奨，ジム，美容サロン，映画館，美術館，アミューズメント・パークの再開，キャラバン・パーク，キャンプ場，一部の州外への旅行

ステップ3：100人までの集会，職場への復帰，ナイトクラブ，フードコート，サウナの再開，全ての州外への旅行，NZや太平洋島嶼国への旅行，及び留学生の渡航の検討

2 これら制限緩和措置は、各州・準州政府が、各地の状況に鑑み、具体的な措置を決定しますので、詳細は各州・準州政府の発表を確認してください。大使館、各総領事館では、各地の状況について、別途領事メール等で情報提供の予定です。

詳細は下記をご参照ください。

豪首相府発表メディア・ステートメント：<https://www.pm.gov.au/media/update-coronavirus-measures-08may20>

豪首相府発表トランスクリプト：<https://www.pm.gov.au/media/press-conference-australian-parliament-house-08may20>

ロードマップ（詳細版）：<https://www.pm.gov.au/sites/default/files/files/covid-safe-australia-roadmap.pdf>

ロードマップ（要約版）：<https://www.pm.gov.au/sites/default/files/files/three-step-framework-covidsafe-australia.pdf>

（メール発信者）

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244（代表）

FAX：02-6273-1848

メール：consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP：https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト：<https://www.australia.gov.au/>

A C T政府コロナウイルス専用サイト：<https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス専用サイト：<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス専用サイト（日本語）：

<https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja>

豪保健省コロナウイルス専用サイト：<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

※当館はA C T（首都特別地域）を管轄しておりますが、それぞれの州政府の規制や政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館（N S W州，N T（北部準州）管轄）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在メルボルン総領事館（V I C州，S A州，T A S州管轄）

https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ブリスベン総領事館（Q L D州管轄）

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在パース総領事館（W A州管轄）

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>